九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

古本節用集注記攷

柏原，卓

https://doi.org/10.15017/2332743

出版情報：文學研究. 72, pp.55-88, 1975-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

古本節用集注記攷

柏原　卓

一　課題

辞書とは『語を一定順に排列し、それに何等かの註文を付けたもの』[注1]であるから、語の収集範囲・排列法と並んで、註文（注記）の語に対する関係が辞書の性格を決する重要な要素であると思われる。

右の認識に立脚して、本稿では、中世末期の伊呂波引通俗辞書「古本節用集」[注2]の注記を、辞書史的に考察し、且つ節用集の言語性の考察に及ぶ。考えられる問題点は次のようである。

①古本節用集の注記は、わが国の辞書史上いかなる性格のものであるか。

②節用集の注記は、節用集の発展の中でいかに発生・変遷したか。

③古本節用集の注記の内容の種々。

④注記から見た、語の収集範囲・出自。

節用集注記の語釈・音訓注記などを、当時の言語・文化資料として用いるにも、右の点の検討を前提とすべきことは、言う迄も無い。

二　これまでの研究

問題点の所在は右のように考えられるのであるが、従来の研究はどのように行なわれて来たであろうか。

問題点①古本節用集の注記はわが国の辞書史上いかなる性格か、換言すれば、語に対する注記のあり方から見た節用集の性格についての研究は、正面から論じたもののあることを知らない。(注3)

②節用集注記の発生・変遷に関する論は多い。山田忠雄氏「節用集と色葉字類抄」(『本邦辞書史論叢』昭42)は、永禄二年本類(印度本第二類)における〈朋友卩・盃酒卩・貧賤卩・朝廷卩・天子卩・政理卩・人倫卩・婚姻卩・帝王卩・人情卩・夫婦卩〉などの注記が、色葉字類抄の畳字門の内部の分類に由来することを説く。又、林義雄氏「文明本節用集所収の下学集本文の性格について」(二松学舎大学論集、昭和四四年度)・『古本下学集七種研究並びに総合索引』(昭46)の「第一部第三章、下学集(第三類本)と文明本節用集」は、注記の伝承を重視して下学集と文明本節用集の影響関係を考究する。下学集との関係については早く橋本進吉『古本節用集の研究』(「東京帝国大学文科大学紀要」第二。大5)の〈節用集の註と下学集との関係〉(277ページ)の条に指摘がある。これらを踏まえて、中田祝夫氏『文明本節用集研究並びに索引』(昭45)にも触れる所がある。他に、山田忠雄氏『本邦辞書史論叢』序(6ページ)には、古本節用集注記の変遷の要点を手短かに述べる。

③注記の内容については、全般的な記述は見当たらないようである。広浜文雄氏「国立国語研究所蔵慶長九年本節用集について」(『ことばの研究』I、昭34)・室山敏昭氏「正宗文庫本『節用集』解題」(ノートルダム清心女子大学古典叢書刊行会「正宗文庫本節用集」昭43)に、「俗云」等の通俗語を示す注記を取り上げ、『古本節用集の研究』が出典注記に触れている。

④所収語の出自に関する注記は、出典名を記すものについて『古本節用集の研究』(335ページ、〈節用集編輯の資料〉

の条）に記述がある。

以上の概観から明らかなように、節用集の注記に関する従来の言及並びに研究は、大体簡略であり、大規模精細な研究の場合は前述のどれかの問題点に偏している。これすなわち、本稿において四点の問題点を設定して、古本節用集の注記を根底的・全般的に考察しようと試みる所以である。

三　資　料

考察にあたって、問題点①②に関しては、橋本進吉『古本節用集の研究』・川瀬一馬『古辞書の研究』（昭30）・山田忠雄編『本邦辞書史論叢』・吉田金彦「辞書の歴史」（『講座国語史3・語彙史』昭46）など、諸先学の著作に負う所が大きい。問題点③④に関しては、「正宗文庫本節用集」複製（ノートルダム清心女子大学古典叢書刊行会）・「伊京集」複製（内閣文庫）・「尊経閣蔵古鈔本節用集（黒本本）」複製（前田家育徳財団）・中田祝夫『古本節用集六種研究並びに総合索引』・同『文明本節用集研究並びに索引』・同『印度本節用集四種研究並びに総合索引』を資料として用いた。又、中田・林義雄『古本下学集七種研究並びに総合索引』、中田・峯岸明『色葉字類抄研究並びに索引』を参看した。

範用集の注記の数は諸本によって差があるが、右に記した数種の本の注記だけでも合計すれば大変な量になる。そこで③注記の内容では、黒本本のイ部～ニ部をサンプルとし、④語の出自に関する注記では、弘治二年本を始め数本を適宜用いるなどした。詳しくは後述するがこの程度の調査でも一応目的を果し得るものと考える。

四　本　論

I、古本節用集の注記の性格

冒頭で述べたように、語と注記との関係は辞書の性格を決定する重要な要素であるが、逆に、或る辞書の注記の性

格（特に語と注記との関係）を知るためにはその辞書の全体的性格を見定める必要がある、とも言える。

そこで、古本節用集の注記の性格を考察するに先だって、節用集の辞書としての性格を考察することとする。思うに、辞書の性格を考える基準としては、次の諸点を上げることができようか。

(1)体裁　(イ)排列法

(ロ)語と注記の外形的関係

(2)目的

(3)語・注記の収集範囲・出自

これと関連して、橋本進吉氏『古本節用集の研究』にも、辞書分類の立場として「体裁上から見た辞書の分類」と「目的から見た辞書の分類」を挙げて辞書を分類し、二つの分類法の相互関係を述べて、辞書の性格を考察していられる。この二つの分類の立場は、各々、筆者の「辞書の性格を考える基準の(1)(イ)・(2)に当たるものであるが、[注4]その所説には従うべきであると思われるので、以下簡単に紹介して行く。

「体裁上から見た辞書の分類」は

第一種　字形引辞書

第二種　分類体辞書（意義分類）

第三種　音引辞書

の三種である。次に我々が辞書を用いる目的は、(一)読む為即、文字に当って其の正しい読方を知り、其の意義を理解する為と、(二)書く為即、文を綴るに当って適当な語を見出し、正しいとの二つに大別され、各々の「目的に適応する四種類の辞書」として、我が国語の性質上、文字を用いる為

(一)読む為の辞書としては

甲類　文字から其のよみと意義とを索めるもの

乙類　文字のよみ（即、語）から其の意義を索めるもの

(二)書く為の辞書としては

丙類　意義から語及び文字を索めるもの

丁類　語（文字から云へばよみ）から之に宛つべき文字を索めるものがある。

そして、甲類のものには字形引のもの（第一種）、乙類には音引きのもの（第三種）、丙類には分類体のもの（第二種）、丁類には音引きのもの（第三種）が、その使用目的に適っている。しかし使用の実際に於ては多種類の目的を果せるものが好都合である故、各種の編纂様式を併せたものも存する。

以上の橋本進吉氏の分類の他に、筆者の前述、(1)(ロ)語と注記の外形的関係による分類も重要なことではないか。外形的関係とは漢字か仮名かと言うことで、語↓注記の関係は、

a、漢字↓漢字　b、漢字↓仮名　c、仮名↓漢字　d、仮名↓仮名

に分類できる。aは漢土の辞書を考えれば良い訳で、字形引（玉篇・康熙字典等）・分類体（爾雅・釈名等）・音引（切韻・広韻等）の三種全てを含む。わが国でも初期の空海『篆隷万象名義』はaに属する字形引辞書である。dとしては、純粋の国語のみを集めたものは、藤原仲実『綺語抄』以下の歌語の辞書に限られる。谷川士清『和訓栞』や現今の国語辞典類も、主として、仮名の見出語に仮名（和文）で説明を施すことが眼目であって、dに属する。

bは漢和辞典であって、『類聚名義抄』や現今の漢和辞典はこれに属し、『新撰字鏡』にもその萠芽が見られる。

では、伊呂波別の部の中を意義分類の門で分類してある、『色葉字類抄』や『節用集』は、a～dの何れに属するか。両者の所収語は字音語・和語双方を含む国語であって、音引の国語辞書の形式を具えている。しかし、結局は、よみからそれに宛つべき漢字を索めることが主眼であって、仮名引漢字辞書と言うべきである。(注5) 故に、これらはcに属する。換言すれば、仮名が見出語で、漢字は注記の一種と言うことになる。漢字が注記の「一種」であると言うの

は、他に構造上性質の異なる注記が存するからで、実は、本稿で扱う注記は後者なのである。

話を具体的にするため、実例を挙げよう。古本節用集の伊勢本類の一本「伊京集」を例にとってみれば

伊勢州（イセ）　伊賀州（イガ）伊……一部（イチノヘ）奥州馬出所也……稲妻（イナツマ）倭字歟……五十猛命（イソタケノミコト）熊野本宮ノ大神是也？……礎（イシズヘ）同二字義同……堤（イヽ）ノミ

（伊部・天地門）

の如く、大きな漢字の右傍に仮名が書かれており、漢字の下部に小書きで主として漢文体の文字群がある（…部分などには、この小書き文字群の存せぬ項も勿論あるけれども）。

『古本節用集の研究』には「（古本節用集は）何れも漢字を本文とし、其の右傍に読方を付し、処々に、漢文で語義を註したもので」（3ページ）とか「語に付した註」「註を有する語」（9～10ページ）とかあって、漢字は漢字、仮名は仮名、小書き文字群は註と呼んでいる。[注6]

厳密に言えば、前述のように、「漢字」は、伊呂波別で排列された「仮名」語に対して施された、広義では「一種の注記」なのである。しかしながら、本稿では、先学の用語との混乱を防ぐと言う便宜上と、構造的性質の差異と言う実質上の見地から、漢字は漢字、仮名は仮名と称し、『漢字の下部・左傍に小書きされた文字・文字群』[注7]を注記と称することにする。

前述したように、節用集はよみから漢字を求める伊呂波引漢字辞書であって、仮名が見出しの語、漢字が広義の注記と言える。換言すれば、仮名を一次、漢字を二次と呼ぶこともできる。しかるに、節用集における狭義の「注記」は、言わば三次以下なのである。

注記の内容は、語義の説明を始めとして、出典・用字・字音・添訓・意義分類・語の位相などの多様な事項にわたる。これらは、仮名（一次）に宛つべき漢字（二字）を求めると言う眼目以外の事項がほとんどである。

夷中（イナカ）又為中又云田舎　（黒本本1・5）

の如き注記においては、「為中」「田舎」は漢字、「夷中」と全く同様に仮名、「イナカ」に宛つべき漢字（二次）を提示している故、これを二次と言い得る。しかし、このようなものを除けば、漢字（二次）に注した字音・添訓・用字法・出典などの注記は、勿論三次であり、仮名（一次）漢字（二次）をひっくるめた語に注した語義の説明・意義分類・語の位相などの注記も、やはり三次以下である。

ところで、この一次・二次・三次と言うことは、理論的反省によって言われることで、相互の文字の大小とか配置とかには、直接の関係は無い。例えば、同じく伊呂波引漢字辞書（一次＝仮名↓二次＝漢字）でも、色葉字類抄は、漢字が上で仮名が下であり、節用集は、漢字が左で仮名が右、そして、共に仮名は漢字より小さい、と言う事実がある。従って、理屈から行けば、仮名（一次）が上で、漢字（二次）が下、と言う節用集があっても構わない訳である。しかし、管見の及んだ節用集諸本は、漢字の右傍（永禄五年本等で稀に下部）に、仮名を小書きで記してあるものばかりである。そもそも、辞書のレイアウトには、社会的好尚や流行があるようである。漢字の方が大きいのは、求める漢字が大きい方が見易いと言う実際面以外に、公文書・書簡が漢字だけで書かれた漢字尊重の社会的一面に原因があろう。漢字と仮名の位置について言えば、色葉字類抄のは、割注式の漢土の辞書の形式を脱け出せなかった当時の辞書の趨勢にみあったもの、[注8]節用集のは後世的で、下学集と同じである。下学集は節用集を生み出し節用集に大量の語彙・注記を提供したと目される故、その書式の影響も大であったろう。

さて、話は元に戻るが、節用集の注記は、仮名（一次）から漢字（二次）を求めると言う眼目からすれば、三次であって、言わば剰余物であるとも言える。従って、その存否には必然性が無い故に、諸本によって注記の多少・精粗長短は異なりを見せる。一方では、文明本節用集（雑字類書）のように、注記が多くて詳しいものがあれば、他方に

は、饅頭屋本の如く注記の稀なものがあるのである。剰余物たる注記までも忠実に書写することを求める権威が存しなかったこと、中田祝夫氏によれば「序文を欠き、何某作という形を取らなかった」[注9]と言う事情が与って、節用集の注記は、節用集が転写され発展するにつれて書写者の欲求のまにまに、広略両方の手が入って変遷したのである。

しかしながら、逆に、節用集の注記に伝承性の側面が存したことも事実である。手本となる節用集を書写する際に、取捨選択の情を強く働かせない場合は、手本と同一の注記ができる訳である。実際、或る注記が特定の類の節用集にだけ特徴的に見られる、と言うこともある。例えば、「決拾（ユガケ）」の注記に

倭俗曰此字ニハ其説多シ但シ有二口傳二云々（伊京）・日本世俗曰此字有説多但有口傳云々（明応）

日本俗秘而不書之（黒本）・日本俗秘ニ其字一而不レ書（弘治二）・日本之俗秘レ其ノ字而不書（永禄二）

とあって、伊勢本類（伊京集・明応本）と印度本類（黒本本・弘治二年本・永禄二年本）との間に、特有の注記の対立が見られるのである。この種の伝承注記は、「俗云」の認定者は誰か等、節用集の言語性の問題を孕んでいる。

このように、ほとんどそのまま書写するも、広略いずれかの手を入れるも、自由であったと言うことは、根本的には、注記が仮名（一次）や漢字（二次）に対して三次であり、言わば剰余物でさえあった、と言うことによるのである。

Ⅱ　節用集の注記の発生と変遷

前項の末部に述べた如く、節用集の注記は、欲求のまにまに加除添削される面と、伝承の面と両面を持つのであるから、注記の発生・変遷についてこの両面より見る必要がある。節用集の注記の発生・変遷に当たっては、節用集編者（書写者）の注記もあったであろうが、[注10]下学集の注記が与って力あるものなることは、先学の指摘する所である。[注11]山田忠雄氏によれば[注12]

節用集の編者は、まづ伊勢本成立の段階において、本書（引用者注下学集）のみじかい語注の大部分は、そのまま、ながめの注は圧縮してうけいれることによって、言語辞書として純粋たらんことを期した。つぎに、印度本の成立にあたっては、次第にながめの注が復活のきざしをみせ、やがて弘治二年本はこれをほとんどそのまま復元した点においておほきな特徴をもつ。

とのことである。おうむねその通りであると筆者も考える。そこで、山田氏のこの言をいささか敷衍して、筆者の考える所を記そうと思う。

伊勢本成立（即、節用集原本）の段階であるが、橋本進吉氏は、「所収の語は、諸本何れにも通じて存するものは比較的少いから、多分、原本には其の数少く……語の註は多分委しい方であらう。」[注13]とされた。その後、川瀬一馬氏は、墨付五八五丁の大冊で注記の中に「文明六年1474・延徳二年1490・明応三年1494」などと見える、所謂文明本に依って、「節用集原本は、文明六年に編纂せられたものであって、……その所収語数は相当多く、古本節用集の研究に於いて考へられた如く語彙数の少いものではなかったと認められるから、同研究中に、各種の伝本が原本に増補を加へたと思考した点は、語彙を省略除去したと考へ改むべき部分も少くない」と、逆の意見を出された。[注14]山田忠雄氏は川瀬説を厳しく否定される。[注15]

思うに、文明本は二十年に及び書き継ぎの間に増補をかなり受けたには違いないが、文明六年にも相当な大冊であった可能性を否定しさる訳にも行かないのではないか。そうした広本形態が、文明六年或はそれ以前に遡り得るかも知れぬ以上、少くも理論上は、原本の広略ということは、結局は断定を保留せざるを得ないのではあるまいか。

しかし、節用集原本成立後、早々に語の多くない本が主流となった事は確かである。これら主流においては、「下学集の注記の短いのはそのまま、長めのは圧縮して受け入れた」のである。

そして「つぎに、印度本の成立にあたっては、次第にながめの注が復活のきざしをみせ、やがて弘治二年本はこれ、

をほとんどそのまま復元した」と言うのは、その通りである。次いで、印度本の弘治二年本類から発生した易林本（乾本類）は、板本として近世初期の節用集に多大の影響を与えたのであるが、この本では注記は少く、比較的粗である。

ことの序でに、近世板の節用集について言えば、再び、槙島昭武『和漢音釈書言字考節用集』（元禄十一年）の如く、和漢の書を丹念に引用した詳注の本が見られ、一方には、拠語散人序『早引節用集』（宝暦十年以前の庚辰年）[注16]のように注の稀な本が存する。この様に二極分解の状況になっているのである。

以上述べた注記の変遷を、図示すれば、およそ次の如くであろう。

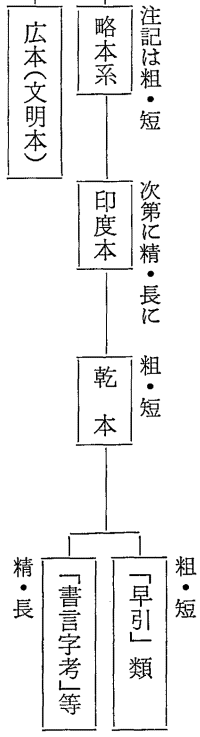

Ⅲ　古本節用集の注記の内容

「日本語ヲ以テ日本語ヲ釈キタル」「日本辞書」[注17]としての『言海』（明24刊）は、近代的国語辞書として記念すべきものであるが、その編者大槻文彦氏は「辞書ニ挙ゲタル言語ニハ、左ノ五種ノ解アラムヿヲ要ス」とて

㈠発音　㈡語別（品詞）　㈢語原　㈣語釈　㈤出典

を掲げられた。[注18]

古本節用集の注記は、内容上種々に分類し得る多様さを持っているが、それは『言海』のように確固たる基準を持

ったものではない。注記を付けぬ語があり、注記を付ける場合は、種々の注記内容のうち一種を付け、或は二種以上を付ける、など全く恣意的と言う外は無い。

これは、屢々述べたように、節用集が音引漢字辞書でよみから漢字を求めることに主眼があったため、注記は結局〝剰余物〟であって、欲求のまにまに必要と感ぜられた事項が、注記せられたからである。言を換えれば、辞書は、一冊で色々な目的を果せる方が便利である。故に、各種の付録を添加した百科辞典的なものや、二種以上の辞書を合編して一部としたものなどが、発生を見るに到るのであるが、かかる体裁上の改変にまで行き着かなくとも、右の如き便利への欲求は存する訳で、その結果、種々の注記が発生したと考えられる。(注19)

かかる多様な注記は、或る語の如何なる面に注意・関心が向けられたかを、示している。

その実態を窺うために、以下に、黒本本節用集の伊部～仁部を例にとって、注記の諸種を示す（黒本本は注を付す語が多い本で、この程度のサンプルでも、節用集の注記内容の種類をほぼ尽しているようである）。内容からして、それは

㈠漢字に付された注記

㈠字音注記　㈡添訓　㈢用字法　㈣漢字の出典

㈡語（漢字＋仮名）に付された注記

㈠語義の説明　㈡語の位相　㈢意義分類

に整理できるので、この順によって述べて行く。

㈠漢字に付された注記

㈠字音注記

鴿（ハト・カウ）（ハ部畜類）　蒜（ニンニク・サン）（ニ部草木）

北(ニゲル)北字背義也
北音背也　（ニ部言語）
莞(ニッコト)尒笑貝也
クアンジ　（ニ部言語）

漢字の左傍に付けられた字音仮名注記は、黒本本にはさほど多くないが、文明本は丹念に付し、伊京集にも多い。又、伊京集その他には「玉篇」などによった反切注記も見られる。

(ロ)添訓

これは、漢字のよみのうち、一次の仮名（伊呂波引の見出語(ことば)）とは、別のよみであって、字音以外のものを、漢字の左傍や下部に注記したもの。漢字の別訓も知り記憶したい欲求から付けられたものであろう。又言い換えによる語釈の面もある。

爐(ロ)(ユルリ)（ロ部天地）　板齒(ハシシ)(ムカハ)（八部支体）　觜(ハシ)(クチハシ)（ハ部畜類）

(ハ)用字法に関する注記

節用集はよみから漢字を求めるための辞書であるから、一つのよみに複数の漢字を示す場合に

桴(イカダ)　筏同（イ・財宝）　云(イフ)言同道同（イ言語）

の如き方法と

巖(イワヲ)岩同（イ・天地）　晩(イリアヒ)鐘又入逢又日没（イ・時節）　異見(イケン)意見又作（イ・言語）　蛤(ハマグリ)蜃又云蛤蜊・又云蟹・又云蠙（ハ・畜類）

夷(イナカワト)中人為中人田舎人（イ・人倫）　娠(ハラム)孕妊懐身佰嬢胎胞蔵脈（ハ・言語）

の如き方法とがある。後者においては、見た目には何ら他の注記と異ならない体裁を持つけれども、構造上の性質と

しては、よみに宛つべき漢字を示したもので第二次であるから、他の注記とは異質のものである。

ここに用字法に関する注記と呼ぶのは、次のように、誤用・俗字を正し、場面・意味に適った用字法を示すためのものである。

怡悦 怡為トナス非乎（イ・言語）　一軽 蔞…蔞字諸韵書不レ見レ之疑鏤イ字歟（イ・言語）

旗 旌 同凡ソ戦場等ニハ用二此ノ二字一ヲ…幢 幡 同凡法場ニ用レ之（ハ・財宝）

蓮 花 也　荷 葉 同也　藕 根 同也（ハ・草木）

籌 運 レ一ヲ・策 定 一（ハ・言語）

(二)出典に漢する注記

漢字の出典を記した注記も見られる

・鱭 見二干史記一ニ一名江豚（イ・畜類）　求食火 釣魚火也・万葉・（イ・時節）　藜菜……本草作藜菜（ハ・草木）

見レ軍 作レ矢 本朝参州風土記有レ作レ矢河一（ハ・言語）

・一落 索落字又作レ絡大恵書在レ之（イ・言語）　艟 艨 史記（イ・財宝）　術物 神書在之（ハ・畜類）　行城 梵網経（ハ・言語）

(二)語（漢字＋仮名）に付された注記

(イ)　語義の説明

現代の国語辞書でも同様であるが、節用集注記の語義の説明には、色々な型がある。

イ-1　内包的な定義（上位概念による説明・何々の一種、と言う型）

乾方角（イ・天地）　鋳物師職人・伊弉諾尊神男　伊弉冉尊神女（イ・人倫）　一八杜若類之・藺織席也・蓑海藻之（イ・草木）　碇舩具（イ・財宝）　羅衣僧衣・緑青畫具（ロ・財宝）　百済外国・蜂前寺在接州・筥崎紫筑（ハ・天地）　房門跡官奉公人之・晩出家僧・馬借商人・白楽天唐朝詩人（ハ・人倫）　筋食具・庖丁刀也・馬蹄硯名之・脛巾足具（ハ・財宝）　如意佛具（ニ・財宝）等

イ-2　外延的な定義（要素列挙法）

六道地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天（ロ・天地）　六親父・母・兄・弟・妻・子・六根眼・耳・鼻・舌・身・意・六塵色・声・香・味・触・法（ロ・人倫）　六畜牛・馬・羊・犬・雞・豕（ロ・畜生）　六通天眼通・天耳通・他心通・宿住通・神境通・漏尽通（ロ・言語）　羽色切部・中黒（以下十七語略）・旗幟紋白旗（以下三十七語略）（ハ・財宝）　八宗法相宗・三論宗・倶舎宗・成実宗・律宗・華厳宗・天台宗・真言宗（ハ・言語）等

イ-3　類義・同義関係によるもの

印度天竺・斡又作韓井垣也（イ・天地）　一紀十二年云云・一倍増云云・夷則七月異名（イ・時節）　居鷹虚人（イ・人倫）　笊籬味噌漉（イ・財宝）　一緡銭一貫云云・一倍増義（イ・数量）　逆例病　一縮着兵具義也・一味同意・院宣下宣（イ・人倫）

諫教訓ノ意也（イ・言語）　盤石大石・伴道所寺之（ハ・天地）　八木米也・忘憂草萱草・二十日草牡丹也（ハ・草木）

博士陰陽士也・半物下女・把針洗衣・坊士人夫（ハ・人倫）　準人正布護将軍・判官検非違使尉（ハ・官名）　筈刺小刀・

旅籠旅食・般若湯酒異名・泛宅舩之異名・貝葉経（ハ・財宝）　莫太多義・馬嫁狼藉意也・放埒不當ノ・白状露顕義・巴鼻来由義也・

伴瞋腹立・葬茶毘義・終畢竟・餞送行（ハ・言語）　赭赤土（ニ・財宝）　鶏日本云二木綿付鳥一也（ニ・畜類）

女御皇后（ニ・人倫）等

右の中には、同義・類義の語を、意味のはっきりしない語の説明に用いるのではなく、知的興味の故に記したものも、若干含まれているであろう（例えば鶏の注記）。

イ-4　文例・用例で悟らせる法

一疋馬絹――・一喉魚――等（イ・数量）　威儀袈裟ノ――・荘気小児――（イ・言語）　薄金銀――・盤碁等也――（ハ・財宝）

剟布絹・搏鳥之――也・發開木戸（ハ・言語）等

イ-5　故事・来歴を示すもの

豕子雑五行書云、十月豕ノ日食レ餅、令二人無病一云々（イ・時節）　鳩杖老人杖頭ニ刻二鳩ノ形一取二其不レ噎之義一也、鳩ハ不噎鳥也（ハ・財宝）

雪レ恥越王雪會恥レ昔恥云々（ハ・言語）　人間萬事塞翁馬（長文の注略）（ニ・言語）

(ロ)　語の位相に関する注記

語の位相に関する注記も見られる。

院俗云別宅也（イ・天地）　生見玉日本俗・七月餉ニ生父母ニ云々（イ・時節）　放題・傍題同——ハ詩歌ニ所レ言也（ハ・言語）等

cf. 藪田夫之辞也・供御日本女呼飯云ニ——一（伊京集）　斗々倭国ノ小児女以レ魚ヲ日ニ斗ヽ一　鈴禅僧ニハ真言ニ御子ハ（弘治二年本）

(ハ) 意義分類に関する注記

この注記は、実は黒本本にではなく、永禄二年本類に見える所の〈朋友ロ……夫婦ロ〉などの注記のことである。この注記については、山田忠雄氏が、色葉字類抄畳字門との関係を説かれたこと、既述の通りである。

以上、若干の例を示しながら、節用集の注記の内容を分類してみた。例示しなかったが、二種以上の内容を含む注記も存すること、勿論である。節用集注記の内容の分類・概説の如きは、管見にして先蹤あるを知らぬ故、自己流の未熟なものながら記した次第である。右に記した一端からも、語のどんな面に注意せられたかがおよそ窺えよう。

Ⅳ　語・注記の収集範囲・出自に関する注記

本稿四のⅠで述べたように、節用の言語性を考える基準の一つとして、語の収集範囲・出自が上げられる。が、出典注記が無い場合は語の出自を確かめるのは困難であるし、よし存しても孫引きの可能性がある。かくして、節用集の語や注記の収集範囲・出自を確かめることも難事なのであるが、或程度の見通しは、既に先学によって述べられている。早くにそれを網羅的に述べられたのは、橋本進吉氏『古本節用集の研究』の〈節用集編輯の資料〉〈節用集諸本の訂補資料〉（335～340ペ）の条である。それによれば（私に箇条書きし、a b c 等を施す）

a　下学集は原本当初から体裁上に影響を与え、多くの語及び注記を節用集に提供した。

b　節用集に所収語の類似した辞書の中、温故知新書・運歩色葉集・撮壌集などは、後出で、節用に資料を与えた

筈はなく、先後不明の類集文字抄も関係の存否は疑問。

c　色葉字類抄とは無関係。

d　玉篇・韻会・韻府など当時盛行した漢字辞書も密接な関係は考えられない。

e　聚分韻略は、体裁上の影響は大としても語の影響は不明。

f　節用の編纂資料としては、此等の辞書類よりも、普通の書籍が多く用いられたのではないか。弘治二年本・永禄十一年本・永禄二年本類諸本等には、注記の中に種々の引用書名がある。下学集からの孫引を除けば、

東坡石鼓歌　中州集　三体詩　白氏文集　百詠注　新注尚書　新校点礼記　遊仙窟　臣軌　西陽雑俎
海録砕事　事林広記　鶴林玉露　事文類聚　太平御覧　玉篇　集韵　韻会　韻府　釈氏要覧　大恵書
兀菴録　元亨釈書　宜竹和尚日渉記
万葉集　伊勢物語（真字本であらう）　枕草紙　拾遺集　源氏物語千鳥抄　河海抄　太平記　平家物語
放生記　鹿島縁起　天神縁起　古文真宝抄　論語抄　頓医抄　和名抄　難字記　定家仮名遣　新猿楽記
明衡往来　庭訓往来　庭注（庭訓往来の註であらう）　尺素往来　富士野往来

などがある。

g　注記における「壷」「福」「詞林」は書名であるが不明。永禄二年本類の〈朋友P……夫婦P〉などの注は、或類書から引いたものらしいが不明。

h　往来の類は、分類語彙の体をなすに至って、通俗辞書の資料としては適当だったから、節用もこれを資料としたであろう。

i　原本成立後の補訂にも諸種の書が使われた。永禄二年本類が下学集によって増補した事実は顕著。易林本の乾坤・時候、食服の門名は聚分韻略に倣ったものか。

の如くである。精緻な考察であるが、大正五年のこととて、その後一部修正を求める研究も現れた。c・gにつき、山田忠雄氏が永禄二年本類と色葉字類抄の関係を説かれた。(注21) 又、筆者も伊京集と名義抄等との関係を少しく指摘したことがある。(注20) このように、古本節用集の語の収集範囲・出自については、まだ研究すべき点も多いようである。そこで、一つの手がかりとして「イ・異本・一本」および「俗云等」の注記を取り上げて考察して行く。

(イ) イ・異本、一

『古本節用集の研究』の弘治二年本（印度本類）の解説に、「引用書の多い事も他類の諸本に見ない所であって、処々に一本異本なども引いてある」とある（同書10ページ）。これに因んで、弘治二年本における「イ・異本・一本」等の注記を全て挙げてみよう。

叱制止也 乞イ　吐雑談咄イ　胞兼瘨イ　頰脇イ　壓一本ニハ作レ壓　左右袖イ本　千盤破異本ニハ千剣破 千岩破　李安仲忠イ

輪衣ノ一領イ　櫺茶異本　睥睥イ　巫覡イ　鮪舒イ　容儀要器 異本在之　鐇鐺イ　伶利利根義 俐イ　楚曽イ（部名）

膝蕀イ　銅鑪イ　鉈鍔イ 鉄イ　乃侍所 内イ　慾左傳 慾イ　難儀義イ　獺虎猢イ　楊盧木櫨イ　鳥兎敷一本ニハ作烏 宅々々敷

匿地路一本ニハ作　緩草萱イ　宮内…大輔…卿…少輔以上唐名工部 一本云司農尚書也工部ハ木工頭唐名　詢諏同 口同 説述懐意一本ニハ迷情義

懐姙妊イ　回章回魚イ以上書礼 返報之書　諮達豁イ　掛錫同宿義 一本ニハ交衆義也　鎚鑓イ　譴責催促使也一本 作堅責　瘤瘡イ

分剤斉イ　腰充當イ　杁入馭イ　役行者 一本ニハ役行者 行者　胡一本胡夷　調錬練イ　鮑蚫イ　雑魚異本 在之　鰆鯀イ

驚尺警イ　凝法師珠イ　匝 匝イ　神宮皇后　鶸鴉イ　漿粉一本ニハ 将粉　杓子一本ニハ 酌子

十徳日本俗衣一本ノ注云日本釣詩俗衣・兵衛督将軍武衛 掃愁箒共酒異名也　一本注ニハ金吾将軍　鶸鸛イ　墨硯イ

右の注記によって示された字面・語釈のうち、若干の例外を除けば皆、黒本本・永禄二年本・堯空本・両足院本（以上印度本類）、正宗文庫本・文明本・伊京集・明応五年本・天正十八年刊本・饅頭屋刊本（以上伊勢本類）の中に例を見出せるのである。これは偶然の一致ではなく、「イ、一本、異本」として意識的に引用したのが、節用集の一本であった事実を示すものと考えるべきであろう。節用集の書写者が唯一本を写すに留らず、異本をも参照したことは、右の如き事実からも想像される所であり、文献上の傍証としては、岡田希雄氏「天正十八年本節用集解説」（貴重図書影本刊行会複製刊行のため昭12、2ページ）が引用された、天正年中と覚しき吉川元長書状（節用集作製を依頼したもの）の中の「爰にも本（柏原注節用集の）多候間、被集候て可〻被〻書候哉」と言う文句が、そのような事情を語っている。

なお、弘治二年本の「イ・一本・異本」注記の中、系統上注意を引く例を挙げておこう。（次の略称を用い、印度本類は〔　〕で、伊勢本類は＜　＞ではさんで示す。〔弘〕＝弘治二年本、〔永〕永禄二年本、〔堯〕＝堯空本〔両〕＝両足院本、〔黒〕＝黒本本、＜正＞＝正宗文庫本、＜伊＞＝伊京集、＜明＞＝明応五年本＜天＞＝天正十八年刊本、＜饅＞＝饅頭屋刊本）

(i)、〔弘〕の一本異本が印度本類より伊勢本類の方に関係が深い例

- 伶利（レイリ）　例イ　〔弘〕　伶例。＜伊＞＜明＞　伶利。〔永〕〔両〕〔堯〕＜天＞＜饅＞
- 難儀（ナンギ）　義イ　〔弘〕　難義。＜正＞＜明＞　難儀〔永〕〔堯〕〔両〕〔黒〕
- 烏兎敷宅々々敷（ウトウトシク）（兎）　一本ニハ作烏　〔弘〕〔黒〕　烏兎々々。敷＜正＞＜伊＞＜明＞　烏兎敷〔永〕〔堯〕〔両〕
- 匿地（クケヂ）　一本ニハ作路　〔弘〕　匿路＜正＞＜伊＞＜明＞　匿地〔永〕〔堯〕〔両〕〔黒〕＜饅＞
- 分剤（ブンザイ）　斉イ　〔弘〕　分斉＜伊＞＜天＞＜明＞　分剤〔黒〕＜饅＞

・腰充(コシアテ)當イ〔弘〕　腰当〈正〉〈明〉〈伊〉　腰当又作腰充〈天〉　腰充〈永〉〈饅〉〈堯〉〈黒〉

・驚(キヤウシヤク)尺警イ〔弘〕　驚尺警策也〈伊〉　驚尺〈永〉〈堯〉〈黒〉〈明〉〈天〉〈饅〉

・杓子(シヤクシ)酌子一本ニハ〔弘〕　酌子〈明〉　酌子〈正〉〈伊〉　杓子〈天〉〈饅〉
（〔永〕〔堯〕〔黒〕はこの語なし）

・鶸(ヒワ)鸍イ〔弘〕　鸍〈正〉〈明〉〈伊〉　鶸〈永〉〈天〉〔堯〕

(ii)、〔弘〕と同じ「一本・異本」注記をもつ例—印度本類—

・厭(ヘス)一本ニハ作レ壓(ヘス)〔弘〕　厭或本作壓(ヘス)〔黒〕

・檑(ルイサ)茶異本〔弘〕〔永〕〔堯〕（〔永〕は異本ニ）

・巫(カンナキ)覡イ〔弘〕　巫覡イ〔黒〕

・容儀(ヨウギ)要器異本在之〔弘〕　容儀要器或本在之〔黒〕

・慾(ナマシイニ)愁イ〔弘〕〔永〕　cf. 愁慾イ〔堯・両〕

・獺(ラッコ)虎猢イ〔弘〕〔永〕〔堯〕〔両〕

・烏兎(ウトウトシク)敷宅々々敷一本ニハ作烏〔弘〕　烏兎敷烏兎々々敷一本作ニ一〔黒〕

・緩草(クハンザウ)萱イ〔弘〕〔両〕

・宮内（クナイ）（中略）唐名工部
一本云司農尚書也工部ハ木工頭唐名　〔弘〕〔黒〕

右の(ii)は、一見して明らかなように「イ・一本・異本」注記が、印度本類内部で共通に伝承された例である。特に「厭（ヘス）・巫（カンナキ）・容儀（ヨウギ）・烏兎敷（ウトウシク）・宮内（クナイ）」の如きは、印度本第一類弘治二年本類同士の例である。以上のように、弘治二年本の「イ・一本・異本」注記は、漢字や注文を節用集の異本によって補ったことを示すものであった。

ところで、伊京集（伊勢本第五類）は『古本節用集の研究』に、「伊京集にあって天正二十年本に無い諸語は、伊京集に於ても大概各門の終に在り、且、其の多くは天正二十年本以外の諸本にも見えないものであって、明に伊京集に於ける増補と認められる」とあるが、（同書一九八ペ）「イホトスワカタツウクヤコアシヒ」各部の畜類門の終と、イ部草木門の終に、語の左下に「イ・イニ」と注したものが見られる。これらは、橋本氏の言の如く、多くは節用集諸本に見えない。「類聚名義抄」に見えるものが若干あるようだが、出自の分らないものが多い。記して後考を期す。

(ロ)　「俗云」等

注記の中に「俗・倭俗・日本俗・世俗・俗間・和国俗」とか「世話・俗語」のように注するものがある。その例は、〈正宗文庫本・伊京集・明応本、（以上伊勢本）黒本本・弘治二年本・永禄二年本（印度本）・易林本（乾本）〉を重ね合わせた場合、約一一〇例を数える。「俗」と言えば、『古本節用集の研究』以来、節用集は、通俗辞書と呼ばれ、「書簡や文書に常に用いる語を集めたもので……室町時代に普通に用いられた俗語の類を多く収めてある」（注22）と言われる。「俗云」が常用語・俗語を出典とする事を示すと言えようか。「俗」と言う語には種々の意味が存するが、此所では大概「世間一般」と換言してよいようである（実例については見られよ）。但し、伝承注記の問題がある事、後述する。

以下に実例を示すが、内容によって、(i)語彙に関するもの、(ii)表記・漢字の音訓に関するもの、(iii)その他に分ける。（前(イ)項における書名略号に(易)＝易林本を追加）

(i)、語彙に関するもの

×院宅(インタク)俗云別也〔弘〕〔黒〕〔永〕

○木綿付鳥(キワタツケドリ)鶏名日本俗号――〔弘〕

×何鹿(イツシカ)倭俗世話〈伊〉

×鰭(ハタ)俗云ヒレ〔弘〕〔永〕

○突(ツク)レ鼻(ハナヲ)日本之世話歟〈正〉　倭俗世話之〈伊〉　世語〈明〉

○放題(ハウダイ)詩歌所言也日本俗或云二放埒人一〔永〕

△乳味(ニウミ)亦葫辨状而極小・亦可種之云々・葫為大蒜・云為小蒜・倭俗所謂葱蓐也〔永〕

○人間(ニンゲン)萬事(バンジ)塞翁(サイヲウカム)馬(マ)（中略）世俗ノ口号(クチスサミニ)吟(ス)レ此ノ句ヲ一豈云(ハン)レ無レ意ロ哉〔黒〕〔弘〕〔永〕

○牡丹(ボタン)花王也日本俗云二二十日草一（略）〔永〕

○下手(ヘタ)起於圃棊而日本世話〔永〕

×年寄(トシヨリシュ)衆倭俗語〈明〉

×外様(トザマシュ)衆倭俗語〈伊〉〈明〉

塞翁(サイオウカム)馬(マ)（中略）世俗口号(クチスサミニ)云ク人間万事――〈伊〉

○輪車（リン）具之或倭俗謂二衣頸裏一曰レ―也　〈伊〉　倭俗を日本俗とする外同上　〔永〕

○枴（ワウコ）杖也古賈切倭俗呼二擔レ物杖一云レ―也　〈伊〉　古賈切を古賈反倭俗を日本俗とす　〔永〕

①脇楯（ワイダテ）（神宮皇后の故事、略）従レ此倭俗例以為レ――　〈伊〉　（略）従レ此日本俗例ノ以為二武士――一ト也　〔永〕

○厠西（カハヤ）　即東司（ス）之然ニ倭俗因ニ訓呼相呼似一ニ浄呼レ―一云二高野一可レ咲也一山河屋一ト云　〈伊〉

×陽月（カミナヅキ）十月異名日本世俗呼日神无月　（易）

×臼鳥（カホトリ）俗言鴛鴦　〈明〉　臼鳥（カトリ）俗曰鴛鴦　（易）

△王餘魚（カレイ）（中略）倭名ニハ加良衣（カレイ）〔弘〕　加列を加例とす　〔永〕

×萊菔（ダイコン）大根也一名萊俗呼二雹一（略）　〈伊〉　菜菔又作――大根也一名萊俗雹莫　〔弘〕

○僧都（ソウヅ）驚レ鳥ヲ物也搗レ米器也又備中湯川寺玄賓――始テ造焉故ニ世俗名之謂――　〔永〕

○躑躅（略）日本俗説云羊ノ性ハ至孝ナリ見二此花萼而赤一ヲ以為レ母ノ乳フサト　〔永〕

○難面（ツレナヒ）倭俗世話不二退屈一義也　〈伊〉

○猫（ネコ）似虎故ニ世俗呼曰二於兎一ト　〈伊〉〔黒〕〔弘〕〔永〕

……

○南天（ナンテン）本草云異名ハ南燭俗謂之南天燭　〔弘〕　依云を倭ニ云とす　〔永〕

依云南天竺恐非也

○落索（ラクサク）日本ノ俗残杯冷炙為二――一　（易）

○六借（ムツカシ）世話　〈伊〉　日本世俗　〔弘〕

×洞（ウツロ）倭俗呼二其方内一云レ一　〔永〕

○榑（クレ）日本俗呼二葺レ屋ヲ板一為レ一　〔黒〕〔弘〕〔永〕

○九献（クコン）日本世話呼レ酒ヲ曰二――一三々九義也　（易）

×歓楽（クハンラク）日本俗呼レ病云――　〔弘〕

○山賤（ヤマガツ）日本世話山人之義也　〈伊〉　日本世俗云二山人一　〔黒〕〔弘〕　日本俗云レ山人　〔永〕

△下戸（ゲコ）日本俗不レ飲レ酒云二――一也　〈伊〉　日本俗不レ飲レ酒者謂二之――一　〔黒〕〔永〕

○風流（フリウ）日本ノ俗語ニ呼拍子物ヲ曰二――一　〈伊〉　日本俗呼二拍子物ヲ一云二――一　〔黒〕〔弘〕（〔弘〕は拍物とす）

○不孝（フカウ）以――者其子不レ随二順父母之命一也。倭俗二字ヲ為二勘當ノ義一似レ无二其理一歟　〈伊〉

×小性（コシヤウ）倭俗呼レ児云二――一也　〈伊〉

×出居（デイ）倭俗座敷也　〈伊〉　倭俗を日本俗とす　〔黒〕〔弘〕〔永〕

○回島（アザル）倭俗連歌所レ言　〈伊〉　日本俗連哥所云　〔永〕〔尭〕

○求食鳥（アサル）――蓋日本世話歟　〈伊〉　求食鳥（アサル）ルレ――謂之ヲ――也、蓋日本世話歟……　〔永〕

×雑舎（ザッシャ）倭俗庫司　〔弘〕

×京成（キャウセイ）俗語呼ニ運上ニ日ニ――一　〈伊〉〈明〉

×聞食（キコシメシ）日本世話　〔弘〕

△湯桶（ユトウ）酒器也日本世話――文章ト云是也　〈明〉〔弘〕（易）　日本世話を倭俗世話とす　〈伊〉

①鷦鷯（ミソサザイ）小鳥也此鳥栖レ溝ニ三歳也故ニ倭俗呼ニ溝三歳ト者也　〈伊〉

△上戸（ゴ）就レ酒世話ニ云ニ――下――一　〈伊〉

×神水（ジンズイ）日本俗起請之　〔黒〕〔弘〕（なし　〔弘〕は之）

×精進（シャウジン）倭俗呼ニ潔斉ニ云ニ――一也　〈伊〉　云を日とす　〔弘〕

○入眼（ガン）倭俗呼成就日――　〔弘〕

○桧楚（ヒソ）倭俗呼ニ細木ヲ日――一　〈伊〉　倭俗を日本俗とす　〔黒〕〔弘〕（易）　日本俗語とす　〔永〕

×美物（ビブツ）日本俗呼ニ魚肉ヲ日ニ――一　〈伊〉〔弘〕〔黒〕

△背戸（セド）後園也民俗云　〈明〉　倭俗呼ニ後園之戸ヲ為ニ――一也　〈伊〉　日本民呼ニ後園ニ云――　〔黒〕〔弘〕〔永〕

△済々（セイセイ）多義世話用レ之　〈伊〉

○世智弁（セチベン）世俗云悋惜之義之　〔黒〕〔弘〕

△数奇（スキ）倭俗世話癖愛（マサリカヲナシ）曰ニ――一　〈伊〉

×御出居（ヲデイ）日本俗座　〈正〉〈明〉〔弘〕〔永〕　倭国俗座　〈伊〉　日本俗処　〔黒〕

△帳臺（チャウダイ）或作帳内也倭俗奥室　〈正〉　俗之奥室　〔黒〕〔永〕　帳内（ダイ）俗奥室　〔易〕

（座は座敷の誤か）

△烏帽子（エボシ）日本俗冠也　〈伊〉

(ii)　表記・漢字の音訓に関するもの

○一炊（イッスイノユメ）夢倭俗推量ノ炊ヲ作睡非之　〈正〉〈伊〉（〈伊〉は推量ノを推量ニに非之を辟案之とす）

×暇（イトマコヒ）請（同）暇乞（イトマコイ）（同）俗間此字用之　〈伊〉　暇乞請暇俗間此宗用也　〈明〉

△鱗雲胎（イロコ）（同）俗用之　〈明〉　雲胎（イロコ）俗用之但此字人名也鱗同　〔黒〕

△烏賊（イカ）鰹俗用之　〈明〉

○怡悦（イエツ）倭俗書状ニ怡作レ為非之　〈伊〉　倭俗を日本俗とす　〔弘〕

△江豚（イルカ）（同）鰕俗用之此字常又云海鹿　〈明〉

×初尾（ハツヲ）　世俗用此ノ字　〈正〉〈伊〉〈明〉〔黒〕〔弘〕〔永〕

×箆（ハタゴ）　俗用旅竜（籠）　〔弘〕

○烽火（ホウクワ）　倭俗作筭誤歟　〈伊〉

△中作（チウサク）　世俗用二此字一大非之　〈伊〉　世俗用之大非歟　〈明〉　俗用二此字一大二非之　〔黒〕〔弘〕

×鵺（ヌエ）（略）（後略）　日本ノ俗或作鵺　〈正〉〈伊〉〈明〉〔黒〕〔弘〕〔永〕（易）　（〈正〉は作を欠く（易）は或を欠く）

×御弓（ヨングラシ）　俗常用此字　〈伊〉〈明〉〔黒〕〔弘〕〔永〕　俗常用之　〈正〉

×家徳（カトク）　俗常二用此字非之　〈正〉　俗常用之非也　〈伊〉〈明〉（〈伊〉は常を恒に）　家督（カトク）　俗作二家徳一非之　〔弘〕〔永〕

△釣瓶（ツルベ）　世俗用此字恐ハ倭字歟　〈伊〉　世俗用此——字倭字歟　〈明〉　世俗常用二此字一非之　〔黒〕〔永〕（〔永〕は常を欠く）

○婿（ムコ）　聟世俗常用レ之　〈正〉　聟（ムコ）　世俗常用二此字一　〈伊〉〔黒〕〔弘〕〔永〕

○鶉（ウツラ）（略）　俗為鶉大誤　〔弘〕

×攸革（クサリ）　俗用　〔弘〕

○屈請（クツシヤウ）（略）　日本ノ俗屈ヲ作レ窟・崛皆誤　〔黒〕〔弘〕〔永〕

○劒（ケン）　又作剣俗作剣非也　〔弘〕

○風呂（フロ）湯殿也倭俗作レ炉大非也（略）〈伊〉

○棟（アフチ）（略）日本俗作レ襟（後略）〔永〕

×苞苴（アラマキ）世俗作二荒巻字一非也〈伊〉〔黒〕〔弘〕〔永〕（字とあるは〈伊〉のみ、他本は欠く）

△決拾（ユガケ）（略）日本世俗曰此字説多但有口傳云々〈伊〉〈明〉（〈伊〉は日本俗を倭俗とす）

×油断僧（ユタン）弓（同）断俗〔黒〕（cf. 油断出家用レ之　遊端公家用レ之　弓断武家用レ之〈伊〉）

△尻（シリ）俗作尻非（易）

○周章（シウシヤウ）——驚（キ）怖意也世話ノ書状作二愁傷一不レ知二本説一也〈伊〉

×羆（ヒツジ）　羸（同）（レイ）大羊同上俗作羚（易）

〈字音〉

①竪（リウ）—儀（リツ）—者　竪ハ音主也、然日本俗教宗（家）呼為レ立音大誤歟〔永〕

○鍜冶（カヂ）日本世俗此二字呼作假冶声大誤〈正〉〈伊〉〈明〉（〈明〉は呼なし）

〈訓・訓義〉

○鎧（ヨロヒ）鍉（同）甲（同）三字義同日本俗呼レ甲為二冑（カフト）読一大誤歟〈伊〉〔弘〕〔永〕（〈伊〉は倭俗）

日本俗秘二其字一而不レ書〔弘〕〔永〕〔黒〕（〔黒〕は其字なし）

日本世俗読二此二字一作二假冶音一大誤之〔黒〕〔弘〕〔永〕

△鯰（ナマツ）　鮎（同）二字義同也日本俗鮎ヲアイト云　〈正〉〈伊〉〈明〉（〈正〉は（アイノ魚））

○醂（ヤマブキ）　日本所謂山吹是也……日本俗呼二欵冬一謂二山吹一誤也欵冬蕗也　〈伊〉〈黒〉〈弘〉〈永〉（倭俗〈永〉は）

○倩（ヤトフ）　雇（同）（略）俗倩ノ字作二熟読一非也　〈伊〉　日本ノ世俗呼レ倩ノ字ヲ作二熟（ツラツラ）之読ヲ不レ得レ其意可レ検レ之　〈永〉

×欵冬（フキノタウ）　倭俗云二山吹一也　〈伊〉〈弘〉〈永〉　倭ノ俗云二山吹一誤之　〈黒〉

○榻（シヂ）　人座又日本俗為二車之真一　〈永〉

○芝蘭（シラン）　二共香草可レ貴也、然日本俗呼レ為ル二原野短少一者不レ得レ其理ヲ乎　〈永〉

○如在（ジョサイ）　此二字即尊敬之義也、然日本ノ俗ノ状ニ云不存二如在一大ニ失二正理　〈弘〉〈永〉〈黒〉（〈黒〉は二・即を欠く）

○椎（ツイ）―　木ノ断（キレ）也然ヲ倭俗呼ニ果子一曰レ―不レ知（シイト）レ拠（ヨンドコロヲ）　〈伊〉　椎（シイ）（注記は略同上）　〈永〉

○懶惰（モノウシ）嬾（略）　世俗因二字形似相一呼レ嬾作レ嫩読大誤也　〈永〉

○無勿体（ナシモッタイ）　勿字無之・勿体二字即無正体義也然日本俗語云無レ勿体者大失正理　〈黒〉〈弘〉〈永〉（易）〈伊〉〈明〉（日本俗語を〈伊〉は倭俗書状、〈明〉は日本話とし、大失正理を〈黒〉は誤歟とする。〈伊〉は勿体。）

(iii)　その他

×因地（インチ）　倭俗五月五日戯闘諍　〈正〉〈伊〉　五月五日世俗戯闘諍　〈黒〉〈弘〉〈永〉〈明〉（〈明〉は日本俗遊戯――とす）

×生見玉(イキミタマ)倭俗七月餉(カレイスル)ニ生父母ニ云――〈正〉〈明〉〔黒〕〔弘〕〔永〕（〈明〉〔黒〕は日本俗〔弘〕〔永〕は日本世俗）

○犬追者(イヌヨモノ)（略）後ニ化ノ成レ白狐害レ人惟多、時俗欲レ駆レ之〔永〕

×歯黒(ハグロシ)山海経云東海有黒歯国其俗婦人歯悉黒染〈明〉（易）（〈明〉は東海を欠く〔易〕は歯海経とす）

×巴(トモエ)俗衣ノ紋〔弘〕

×遠侍(トヲサブラヒ)居俗〈伊〉〈明〉〔弘〕〔永〕

○梶(カヂ)倭俗七夕ニ書和歌〈正〉〔弘〕（〔弘〕は書歌）

△肩衣(カタギヌ)俗衣〔黒〕〔弘〕

○憑母子(タノモシ)日本世俗出少銭取多銭〈明〉〔黒〕〔弘〕〔永〕（〔永〕は日本俗）

△題者(ダイシヤ)俗家所レ用〈伊〉（或は語彙に関する注と考うべきか）

△圖書(ツシヨノカミ)頭官俗〈正〉〈伊〉

×子日(ネノビ)（略）和国俗所用之子日松出於此歟〔黒〕〔弘〕〔永〕

○冨士山(フジサン)（略）此山之神女体ニノ而心欲冨レ男士ニ故ニ世俗祝ノ以テ名――也〔永〕

○鬼神大夫(キジンダイフ)始日ニ紀新大夫一作レ刀ヲ時鬼神出来テ助レ鎚ヲ故ニ世俗呼テ曰ニ鬼神大夫一也（易）

①歯朶（シダ）倭俗正月所レ用也（略）　〈伊〉〔弘〕〔永〕（〔弘〕〔永〕は所を欠く）

○十徳（ジットク）日本俗衣　〈伊〉〈明〉〔黒〕〔弘〕

○青蚨（セイフ）（略）世俗取レ此ノ血以塗レ銭則其銭多生子（略）　〔永〕

×素袍（スワウ）日本俗上衣也　〈伊〉〈明〉〔弘〕（〈伊〉は倭俗〈明〉は俗）　日本俗衣之　〔黒〕〔永〕

以上、(i)語彙＝57例、(ii)表記・音訓＝40例、(iii)その他＝18例である。節用集が漢字を求める辞書である事実に見合って、(ii)、即、漢字の正しい用法を知らしめるための注記も多い。が、それ以上に語彙に関するもの(i)が多く、節用集は通俗の語を多く集めている、との先学の見解を裏付ける事実として注目される。

ただし、右の例のうち、頭部に○印を付したのは「下学集」[注23]に語・注記が存するのである。（△は、下学集に語のみあって注記無きもの、×は下学集にその語無きもの、㊀は節用集が下学集の注記に「俗」字を補ったものである）。その数半分程であって、節用集の「俗」注記の全てが節用集作者自身の判定（俗なりと云う）にかかる訳ではないのである。△×①印も、孫引でないと確かには保証し難い。

しかしながら、下学集の注記を取り来るにしても、そこに節用集作者の価値判断が関与しないとは、考え難いから、○△×①印全体として、ほとんどは節用集の時代には「俗」と判定され得た、と考えられようか。因みに、前代の色葉字類抄にも「俗」注記が多数存するけれども、節用集のそれとは一致しないようである。

なお、細かに見て行けば「倭」と「日本」の別が、諸本によって傾向を持つようであるが、今は触れない（実例参照）。

五　結語

節用集の注記は、仮名(一次)・漢字(二次)に対して三次的なるが故に、書写・改訂者の欲求のまにまに、多様な内容を持ち、精粗長短には変遷があって、それが諸本の系統と不離の関係にあったのである。(勿論、注記の伝承の側面もあり、それが系統考察の手がかりとなるが)

以上概説めいたことを試みたが、細かに見れば、注記の漢文を正確に読解することなど残された問題も多かろう。言語・文化の研究資料として節用集注記を参看する場合、くれぐれも注記の出典に意を用うべし、と思われるのである。

注

1、吉田金彦「辞書の歴史」(大修館『講座国語史3・語彙史』所収。四一五頁)

2、室町時代中期から明治初期まで存した節用集の中、慶長以前のものを古本節用集と呼ぶ。ほとんど写本で五十種近い異本が在り、冒頭の語で、伊勢本・印度本・乾本に分類されている。

3、橋本進吉『古本節用集の研究』三〇二頁の〈伊呂波字類抄の性質〉の条に、「国語の意義を知る為のものではなく、訓又は音から、之に当る漢字を索める為のものであって、漢字の下に意義を註したのは、主として同訓異字を分つ為、之に音を註したのは、索め出した字を用ゐる時の便宜の為である」とある。かかる注記の従属性は節用集も同様で、右は本質的な指摘であるけれど、簡に過ぎる。且つ、節用と字類抄では意義注記の役割が異なる等、猶考察すべき点が存する。

4、対比的に示せば

〈筆者の基準〉	〈橋本進吉の分類〉
(1)体裁	(1)体裁から見た分類
(イ)排列法	(ロ)の該当項なし)
(ロ)語と注記の外形的関係	

(2)目的	(2)目的から見た分類
(3)語の収集範囲・出自	（分類以外の事項）

5、橋本進吉、注3の書三〇二頁。勿論、書写の能率上、漢字ばかり先に書いて、時間の都合などによって仮名が零表記となる場合もある（玉里文庫本、ミ部言語門以下など）。その場合でも、原則として書写者は、仮名を「知って」いて、伊呂波引きできるのである。

6、「語」とは「漢字」と右傍の「仮名」とを包含した称らしい。「語（ことば）」とあれば、よみのことで「仮名」と事実上一致する。

7、注記は稀に仮名より右の位置に書かれることもある。

8、和名抄・名義抄・字鏡集など皆同断。

9、中田祝夫『印度本節用集古本四種研究並びに総合索引・索引篇』の「印度本節用集四種総合索引のために」一一頁。下段

10、例えば「帳台（チヤウダイ）」に対する「俗奥室」の注記が、正宗・黒本・永禄二年・易林諸本に見えるが『古本下学集七種――』には見えない。節用集の注記には、語・注記の大源泉たる下学集に見えぬものがかなり多い。その中に節用集編者による注記が入っていよう。

11、橋本進吉、注3の書二七五～二八三頁。
山田忠雄『本邦辞書史論叢』序六頁。
中田祝夫・林義雄本文二②に挙げた論文。

12、山田忠雄注11と同所。

13、橋本進吉、注3の書二五四頁。

14、川瀬一馬『古辞書の研究』八〇四頁。節用集原本が文明六年に編纂せられた、との断定は根拠に乏しい。

15、山田忠雄「書評川瀬一馬氏著『古辞書の研究』」（「国語学」第二六集、昭三一年、一三〇頁上段）。

16、家蔵の『増字早引節用集』に、「庚辰春三月穀旦」の序と、「明和六巳丑孟春吉旦」の刊記が存することから推定。

17 18、大槻文彦『言海』「本書編纂ノ大意」（一）及び（二）。

19、印度本類や文明本に於て、下学集の長い注記が復活したことは、漢字検索の外に、類書・読み物の性格が欲求された故と考えられる。他本でもその欲求の反映は多少とも認められる。

20、山田忠雄「節用集と色葉字類抄」（『本邦辞書史論叢』所収）。

21、拙稿「伊京集の言語」（「語文研究」三五号、昭四八）。

22、橋本進吉「尊経閣蔵古鈔本節用集解説」の後から三頁目。

23、中田・林『古本下学集七種研究並びに総合索引』の七本による。